

# 鹿角市立花輪北小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

## ○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、すべての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を、家庭や地区自治会その他地域社会全体の協力を得て作り上げることを目指し、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

## 1 いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) 人に対する思いやりや社会に対して開かれた心を持ち、心身共に健康で人間性豊かな児童の育成を目指す。
- (2) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、児童の自他の生命を大切にす心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成するよう努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
  - ①いじめに関する指導を年間計画に位置付ける。
  - ②はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
  - ③ネット上の不適切な書き込み等についてもいじめに発展することを理解させる。
  - ④児童が自己有用感を高められる場面や困難を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。
  - ⑤縦割り班活動や自然体験活動、部活動などを通して、異年齢集団での交流や共に苦勞する喜び、人や自然を思いやる気持ちを培う。
- (4) 児童自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、児童とともに、それぞれの発達段階に応じたいじめ防止の取り組みを進め、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。
- (5) 分かる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
  - ①「北小学習のきまり」を基準として、チャイム席や授業中の姿勢、発表の仕方や聞き方など、学習規律の徹底を図る。
  - ②職員研修会を適宜実施することにより授業改善を図り、一人一人が生き生きと学ぶ授業作りに努める。
- (6) 読書や芸術に親しむ機会を工夫し、心豊かに学校生活を過ごせるような環境を充実させる。
- (7) 学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
  - ①児童に多忙さやイライラした態度を見せることは避ける。また、真摯な態度で向き合い、悩みを過小評価をしない。
  - ②教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
  - ③グループによるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しがちなので注意深く対応する。
- (8) いじめ防止等に関する取組を推進、実施するために、管理職と関係職員による「花輪北小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

## 2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に児童と関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
  - ①健康観察の際に一人一人の顔を見て聞く。連絡帳や個人ノートから気になることの把握をする。養護教諭からも積極的に情報を得る。
  - ②「児童を語る会」を職員会議で開催し、様子に変化がある場合には全教職員理解の下、組織で対応する。障がいをもつ児童に対しては特に配慮する。
- (2) 「北っ子ふれあいアンケート」調査を活用して学級全員を対象とした面談期間『ふれあい週間』を学期毎に実施する。また、「さわやかアンケート」で悩みをかかえる児童や気になる児童を中心に教育相談『さわやかタイム』を毎月実施し、問題の早期発見に努める。
- (3) 電話相談窓口を児童及び保護者に周知するなど、児童が訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。

## 3 いじめへの対処

- (1) いじめであることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- (2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や鹿角市教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- (3) 重大事案が発生した場合には、直ちに鹿角市教育委員会に報告し、鹿角市教育委員会の指導助言の下、「いじめ防止対策委員会」に、関係する専門家を加えた「いじめ調査委員会」を設け、調査を行う。

## 4 地域や家庭との連携

- (1) P T Aや学校評議員、地区民生委員懇談等、地域の団体といじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) 学校が行う体験活動や「ふるさと・キャリア教育」の充実とともに、子ども会や地域行事への積極的な参加を勧めることにより、児童が大人と関わる機会を増やすことでいじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門機関との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) この方針については、学校のホームページで公開する。